

第4節 仕組みをよりの確に運用する

1 環境活動が評価される仕組みの運用

1-1 みえ環境大賞

個人、NPO、企業、学校等が行う環境保全等の活動や環境経営の取組の中から、特に優れた取組を表彰する「みえ環境大賞」の募集を行いました。第2回となる平成25(2013)年度は32件の応募があり、環境活動部門4件、環境経営部門2件を表彰しました。

2 環境影響評価等の実施

2-1 環境影響評価制度

環境影響評価制度、いわゆる環境アセスメントは、開発事業等が環境に及ぼす影響について、事業者が事前に調査・予測および評価を行って、その結果を公表し、これに対する環境保全の見地からの知事、関係市町長、住民等の意見を聴いた上で、事業者自らが環境配慮を行い開発事業等を実施することにより、自然環境・生活環境を保全していくための制度です。

本県では昭和54(1979)年に「環境影響評価の実施に関する指導要綱」を制定して以来、この制度により環境保全を進めてきましたが、平成9(1997)年6月に環境影響評価法が制定されたことに伴い、三重県の環境影響評価制度についても、制度の充実・強化を図るため、平成10(1998)年12月に「三重県環境影響評価条例」を制定し、平成11(1999)年6月12日から全面施行しました。

条例は、一定規模以上の開発事業等に対し、環境の保全について適正な配慮を確保することを目的とし、従来の要綱に比べ、土石の採取・鉱物の掘採などの追加や規模要件の引き下げにより対象事業の範囲を拡大しています。

また、調査・予測および評価の項目や手法の決定段階での公表や、住民等が事業者に対し意見書を提出できる機会の増加など住民等の参画機会の拡大・充実が図られました。

なお、条例に基づく手続きの体系は、図3-4-1に示すとおりです。

また、要綱施行も含め、平成25(2013)年度

末までに評価書作成までの一連の手続きが終了したものは141件です。

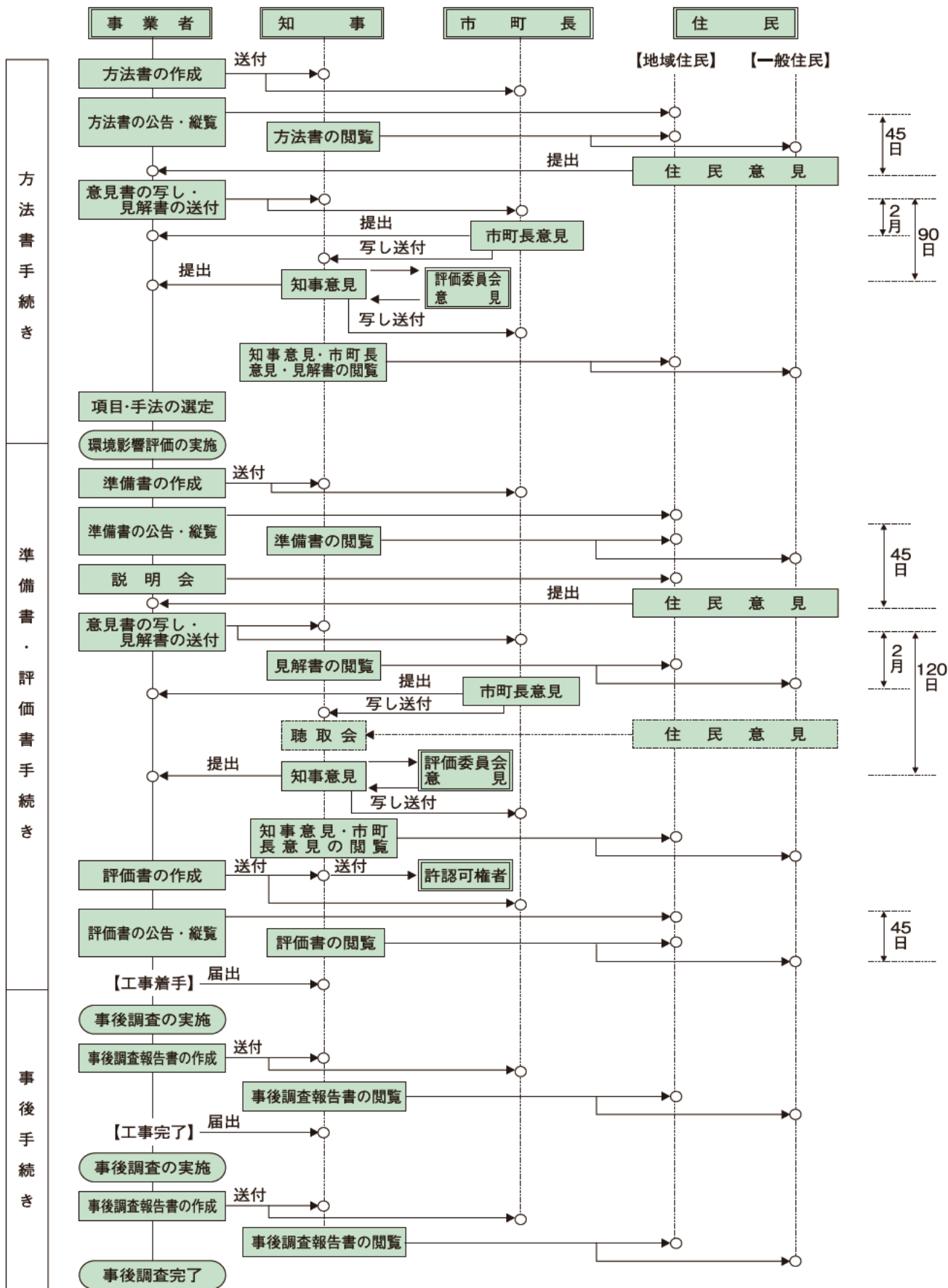
平成25(2013)年度は、1件の事業の方法書(宅地その他の用地の造成事業)について、地域および事業の特性を考慮し、大気環境や水環境の保全、希少動植物の保護と生態系の保全等について配慮するよう三重県環境影響評価委員会の答申を受けて、意見を述べました。

さらに、1件の事業の準備書(宅地その他の用地の造成事業)について、三重県環境影響評価委員会での審議を行いました。

また、環境影響評価手続きであらかじめ調査・予測・評価を行った内容について、事業者自らで実際の影響を調査し、また、影響が大きい場合にどのように対処を行ったかをまとめた事後調査報告書の送付が、14件ありました。

第3章 計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり

図3-4-1 三重県環境影響評価の手续フロー図



3章4節

● 仕組みをよりの確に運用する

3 公害事前審査制度の活用

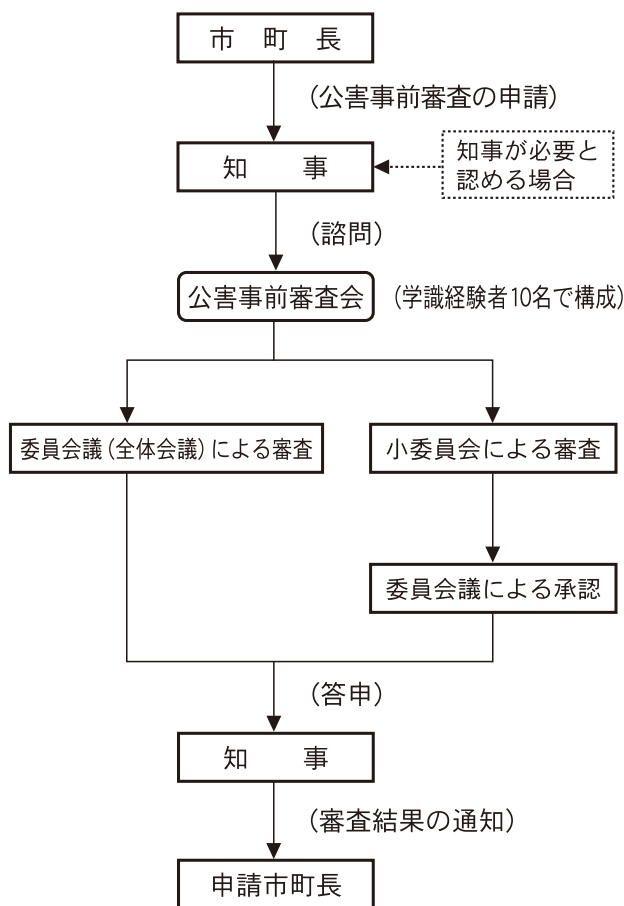
3-1 公害事前審査制度の活用

工場・事業場の新・増設に伴う公害の未然防止を図るため、昭和47(1972)年7月に「三重県公害事前審査会条例」を制定し、公害事前審査を実施しています。

審査の重点は、①公害防止施設等に関する技術的検討、②工場等からの排出物質による周辺環境に及ぼす影響、③法または条例に基づく排出基準等の適合性についてであり、学識経験者による慎重な検討が行われます。

平成25(2013)年度までに審査を実施したのは、189件です。

図3-4-2 公害事前審査の手続き



4 環境保全協定の締結促進

4-1 環境保全協定締結の推進

三重県環境基本条例第5条では、事業者の責務として「事業者は、市町長等と環境の保全に関す

る協定を締結するように努めなければならない」と規定しています。

環境保全協定は、従来の公害防止協定の範囲を広げ、緑化の推進等の自然環境の保全に関する項目を含むものであり、環境関係の諸法令等を補完するものとして、地域の自然的、社会的条件や、事業活動の実態に即応したきめ細かい指導が可能であることから、市町等では環境汚染を防止するための有効な手段として広く活用されています。

従来の公害防止協定を含む環境保全協定の締結件数は平成25(2013)年度末で1,314件となっています。

5 公害紛争への対応

5-1 公害健康被害者に対する補償給付

本県における公害健康被害者の発生は、四日市塩浜地区の石油化学コンビナートが本格的に操業をはじめた昭和35(1960)年頃からみられるようになり、付近の住民の間に気管支ぜん息をはじめとする呼吸器系疾患(いわゆる「四日市ぜん息」)が多発し、大きな社会問題となりました。

こうした事態に対応するため、公害健康被害者を救済する制度の整備が進められ、昭和40(1965)年5月には、四日市市単独による公害健康被害者の医療救済制度(自己負担分を市が負担)が全国に先駆けて発足しました。

国においても、昭和44(1969)年12月に、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」が制定され、公害健康被害者として認定された方に対する医療費、医療手当および介護手当の支給が行われるようになり、昭和49(1974)年9月には、「公害健康被害補償法」が施行され、医療費等に加え障害補償費や遺族補償費など財産的損失に対する補償の給付も行われるようになりました。

これらの法制度において、本県では、四日市市の臨海部から中心部にかけての市街地と旧楠町全域が指定地域として定められ、同地域に一定期間以上居住または通勤して健康に被害を受けた方が公害健康被害者として認定されました。

その後、大気環境の改善の状況をふまえ、昭和62(1987)年9月に「公害健康被害補償法」は、「公害健康被害の補償等に関する法律」に改正されました。この改正により、昭和63(1988)年3月にすべての指定地域が解除され、新たな公害健康被害者の認定は行われなくなりましたが、既

第3章 計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり

に認定を受けた公害健康被害者やその遺族については、従来どおり認定の更新や補償給付が行われています。

四日市市における被認定者数の推移、年齢階層別・疾病別の被認定者数については次の表の示すとおりです。

表3-4-1 被認定者数の推移(単位:人)

| 年度 | 年度末被認定者数 | |
|------|----------|-----|
| | 四日市市 | 楠 町 |
| H 15 | 501 | 49 |
| H 16 | 523 | — |
| H 17 | 512 | — |
| H 18 | 499 | — |
| H 19 | 488 | — |
| H 20 | 476 | — |
| H 21 | 462 | — |
| H 22 | 450 | — |
| H 23 | 433 | — |
| H 24 | 422 | — |
| H 25 | 411 | — |

※楠町は平成17年2月7日付で四日市市に編入合併

表3-4-2 年齢階層別被認定者数 (平成26年3月31日現在)
(単位:人)

| 年齢 | 四日市市 | | |
|-------|------|-----|-----|
| | 男 | 女 | 計 |
| 0~14 | — | — | — |
| 15~24 | — | — | — |
| 25~39 | 25 | 13 | 38 |
| 40~59 | 90 | 61 | 151 |
| 60~64 | 5 | 6 | 11 |
| 65~ | 74 | 137 | 211 |
| 計 | 194 | 217 | 411 |

表3-4-3 疾病別被認定者数 (平成26年3月31日現在)
(単位:人)

| 疾病名 | 四日市市 | | |
|---------|------|-----|-----|
| | 男 | 女 | 計 |
| 慢性気管支炎 | 34 | 56 | 90 |
| 気管支喘息 | 160 | 161 | 321 |
| 喘息性気管支炎 | 0 | 0 | 0 |
| 肺 気 腫 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 194 | 217 | 411 |

5-2 健康被害予防事業の実施

平成25(2013)年度には次の事業(表3-4-4)を実施しました。

表3-4-4 健康被害予防事業の実施状況 (平成25年度)

| | |
|------|---------------------------------------|
| 実施主体 | 四日市市 |
| 事業名 | アレルギー健診事業 |
| 対象 | 1歳半児及び3歳児 |
| 内容 | アレルギー素因児に対し、医師の診察及び保健師、栄養士による相談事業を行う。 |
| 実施場所 | 四日市市総合会館 5階 |
| 開催数 | 年6回 |
| 参加人数 | 67名 |
| 事業名 | ぜんそく予防等講演会 |
| 対象 | 市民 |
| 内容 | ぜん息、アレルギー疾患等についての発症予防や健康管理に関する講演会 |
| 実施場所 | 四日市市総合会館視聴覚室 |
| 開催月日 | 11月23日、1月25日 |
| 参加人数 | (11月)116名、(1月)90名 |
| 事業名 | チャレンジ・デイキャンプ |
| 対象 | ぜん息をもつ小学生1年生~6年生とその保護者 |
| 内容 | 問診、呼吸機能測定、自己管理に必要なぜん息学習等 |
| 実施場所 | 三重北勢健康増進センター 四日市市少年自然の家 |
| 開催月日 | 7月6日、8月10日、11月9日、12月7日 |
| 参加人数 | 15組 |

5-3 公害等の苦情・紛争の処理

(1) 公害に係る苦情処理

公害に関する苦情については、公害紛争処理法(昭和45(1970)年6月制定)に基づき、市町と協力して適正な処理に努めています。

また、同法には、公害苦情相談員制度が定められており、本県では環境生活部および各地域防災総合事務所・地域活性化局に公害苦情相談員を配置しています。

ア 年次別種類別苦情処理取扱状況

平成24(2012)年度に県または市町が取り扱った公害苦情件数は1,456件でした。

イ 地区別苦情取扱状況

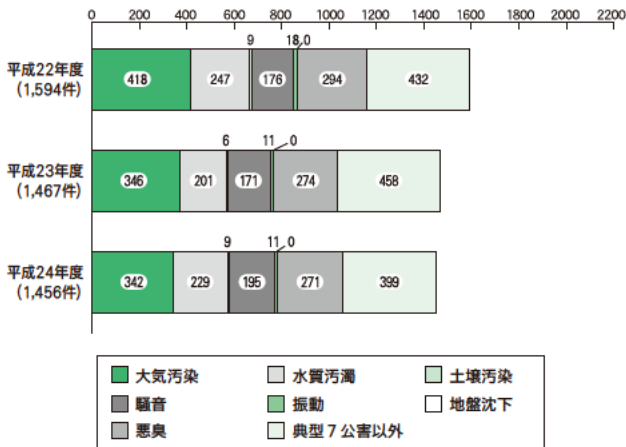
公害苦情件数1,456件を発生地域別に見ると、北勢地域が約45.2%、中南勢地域が約30.1%、伊勢志摩地域が約16.7%、伊賀地域が約4.2%、東紀州地域が約3.8%となっています。

公害苦情件数を主な発生原因別に見ると、苦情件数が多い順では、焼却(野焼き)が365件(25%)と最も多く、次いで自然系180件(12%)、廃棄物投棄134件(9%)などとなっています。

3章4節

● 仕組みをよりの確に運用する

図3-4-3 種類別公害苦情件数の推移



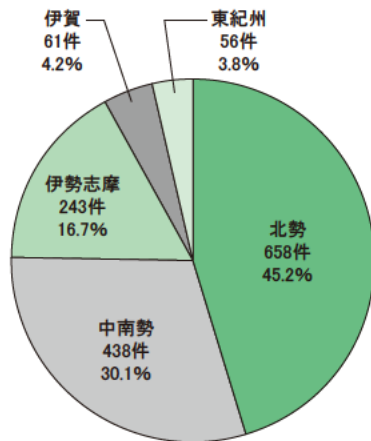
(2) 公害に係る紛争処理

公害に関する紛争処理は、公害紛争処理法に基づき三重県公害審査会条例を定め、三重県公害審査会を設置して、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に係る紛争について、あっせん、調停、仲裁を行っています。

表3-4-5 公害紛争処理に基づく最近の事件一覧表

| 年度 | 処理種別 | 処理事件名 | 終結区分 |
|-----|------|-----------------------|------|
| H21 | 調停 | コンクリート製造工場騒音等被害防止請求事件 | 打ち切り |
| H22 | 調停 | 惣菜工場騒音被害防止請求事件 | 打ち切り |

図3-4-4 地域別公害苦情件数（平成24年度）



(注)北 勢…桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菟野町、朝日町、川越町
 中南 勢…津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、大紀町
 伊勢志摩…伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町
 伊 賀…伊賀市、名張市
 東 紀 州…尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

図3-4-5 公害苦情の主な発生原因別苦情件数

(平成24年度)

